

## 自転車安全利用対策の強化についての要望書

道路交通法上、自転車は車道走行が原則とされています。

しかし、交通事故の多発に伴い歩道走行を容認した過去の経緯から、今や歩道走行が一般化しています。車道の右側通行、携帯電話を操作しながらの走行等の交通ルール無視やマナーの悪さが社会問題化しています。

今後、自転車の安全な利用を促進するためには、自転車利用者の交通安全意識を高めるとともに、自転車利用者に交通ルールの遵守やマナーの向上を促す制度が不可欠です。

また、自転車走行環境の整備を可能な限り進め、自動車、歩行者と自転車が共に安全に通行できる環境づくりを推進していく必要があります。

つきましては、国において次のとおり自転車安全利用対策の強化に取り組まれるよう、要望します。

- 1 自転車利用者に交通ルールの遵守とマナーの向上を促すため、「自転車は車両である」ことを中心とした広報啓発活動を積極的に展開すること。  
また、自転車の交通ルールの簡素化、講習の義務付け、違反行為に対する処罰制度の見直しなど、道路交通法を改正し、自転車利用者の交通ルール違反に対して厳格に対処できる体制や制度の整備を図ること。
- 2 児童及び生徒に対する自転車交通安全教育の徹底を図るため、「学校安全の推進に関する計画」に基づき教育時間の確保方法や指導内容を学校に分かりやすく示すなど、教育委員会や学校が自転車交通安全教育を積極的に実施できる環境を整備すること。
- 3 自転車走行環境の整備を進めるため、国のガイドラインに基づき自転車走行空間の整備に取り組む自治体を積極的に支援するなど、自転車走行環境の整備に国が主体的に取り組むこと。
- 4 より安全な自転車の普及を図るため、日本工業規格の見直しや、自転車業界が定めた「自転車安全基準」の活用等により、自転車製造メーカーや自転車小売業者に対し、自動点灯式前照灯、ウィンカー、バックミラーその他の安全装備の普及開発を促すこと。

平成24年11月27日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
文部科学大臣 田中 眞紀子 様  
経済産業大臣 枝野 幸男 様  
国土交通大臣 羽田 雄一郎 様  
国家公安委員会委員長 小平 忠正 様  
内閣府特命担当大臣（金融・「新しい公共」・少子化対策・男女共同参画）  
中塚 一宏 様

九都県市首脳会議

|    |             |      |
|----|-------------|------|
| 座長 | 千葉市長        | 熊谷俊人 |
|    | 埼玉県知事       | 上田清司 |
|    | 千葉県知事       | 森田健作 |
|    | 東京都知事代理 副知事 | 猪瀬直樹 |
|    | 神奈川県知事      | 黒岩祐治 |
|    | 横浜市長        | 林文子  |
|    | 川崎市長        | 阿部孝夫 |
|    | さいたま市長      | 清水勇人 |
|    | 相模原市長       | 加山俊夫 |